



# 宮 崎 県 公 報

令和 4 年 4 月 1 日 (金曜日) 号外 第 18 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1	
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 5	
○宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する法人を定め る規則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 10	
○知事等が行う立入検査等の際に携帯する職員の 身分を示す証明書の様式の特例に関する規則…………… ( “ ) 11	
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 14	
○宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改 正する規則…………… (商工政策課) 15	
<b>告 示</b>	
○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 16	

## 訓 令

○宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正す る訓令…………… (デジタル推進課) 18	
○文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 18	
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 19	
○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式 を定める規程の一部を改正する訓令…………… (財政課) 23	
○宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキ ュリティ規程の一部を改正する訓令…………… (市町村課) 27	
<b>人事委員会規則</b>	
○職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正 する規則…………… 28	
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則…………… 28	
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の 一部を改正する規則…………… 29	

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 4 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第22号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～21 [略] 22 道路法 (昭和27年法律第 180号) による次の 事務 (1)～(15) [略] (16) <u>第44条の 2 第 1 項</u> (第91条第 2 項におい て準用する場合を含む。) の規定による違法 放置等物件の除去に関すること。 (17) <u>第44条の 2 第 2 項</u> (第91条第 2 項におい て準用する場合を含む。) の規定による違法 放置等物件の保管に関すること。 (18) <u>第44条の 2 第 3 項</u> (第91条第 2 項におい て準用する場合を含む。) の規定による公示 (道路法施行令 (昭和27年政令第 479号) 第 19条の 6 第 1 項第 2 号の規定により行うもの	西臼杵支 庁長	1～21 [略] 22 道路法 (昭和27年法律第 180号) による次の 事務 (1)～(15) [略] (16) <u>第44条の 3 第 1 項</u> (第91条第 2 項におい て準用する場合を含む。) の規定による違法 放置等物件の除去に関すること。 (17) <u>第44条の 3 第 2 項</u> (第91条第 2 項におい て準用する場合を含む。) の規定による違法 放置等物件の保管に関すること。 (18) <u>第44条の 3 第 3 項</u> (第91条第 2 項におい て準用する場合を含む。) の規定による公示 (道路法施行令 (昭和27年政令第 479号) 第 19条の 6 第 1 項第 2 号の規定により行うもの

	<p>を除く。）に関する事。</p> <p>(19) <u>第44条の2第4項</u>（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違法放置等物件の売却及び売却代金の保管に関する事。</p> <p>(20) <u>第44条の2第5項</u>（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違法放置等物件の廃棄に関する事。</p> <p>(21) <u>第44条の2第7項</u>（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違法放置等物件の除去等に要した費用の徴収に関する事。</p> <p>(22)～(27) [略]</p> <p>(28) <u>第47条の4</u>の規定による措置命令に関する事。</p> <p>(29) <u>第47条の5</u>の規定による道路標識の設置に関する事。</p> <p>(30) <u>第47条の8</u>の規定による道路一体建物の管理に関する事。</p> <p>(31)～(51) [略]</p> <p>(52) <u>第87条第1項</u>（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件（（3）に規定する承認並びに（5）、（6）及び<u>（51）</u>に規定する許可に係るものに限る。）の附加に関する事。</p> <p>(53)～(55) [略]</p> <p>22の2～58 [略]</p> <p>59 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第8条第1項</u>の規定による変更の認定に関する事。</p> <p>(3) <u>第9条第1項</u>の規定による<u>第8条第1項</u>の変更の認定に関する事。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>第13条第1項</u>及び<u>第2項</u>の規定による改善命令に関する事。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>60～66 [略]</p>		<p>を除く。）に関する事。</p> <p>(19) <u>第44条の3第4項</u>（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違法放置等物件の売却及び売却代金の保管に関する事。</p> <p>(20) <u>第44条の3第5項</u>（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違法放置等物件の廃棄に関する事。</p> <p>(21) <u>第44条の3第7項</u>（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違法放置等物件の除去等に要した費用の徴収に関する事。</p> <p>(22)～(27) [略]</p> <p>(28) <u>第47条の14</u>の規定による措置命令に関する事。</p> <p>(29) <u>第47条の15</u>の規定による道路標識の設置に関する事。</p> <p>(30) <u>第47条の18</u>の規定による道路一体建物の管理に関する事。</p> <p>(31)～(51) [略]</p> <p>(52) <u>第87条第1項</u>（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件（（3）に規定する承認並びに（5）、（6）及び<u>（53）</u>に規定する許可に係るものに限る。）の附加に関する事。</p> <p>(53)～(55) [略]</p> <p>22の2～58 [略]</p> <p>59 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第8条第1項</u>の規定による変更の認定（<u>第9条第1項</u>又は<u>第3項</u>の規定による場合を含む。）に関する事。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>第13条第1項</u>から<u>第3項</u>までの規定による改善命令に関する事。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>60～66 [略]</p> <p>67 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）による次の事務</p> <p>(1) <u>第3条第3項</u>（<u>第4条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による審査（<u>第3条第3項第1号</u>から<u>第4号</u>までに係るものに限る。）に関する事。ただし、<u>同条第2項</u>に規定する特例畜舎等に係る審査に関する事を除く。</p> <p>(2) <u>第6条第2項</u>ただし書の規定による認定に関する事。</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
保健所長	<p>1～8の2 [略]</p> <p>9 大麻取締法（昭和23年法律第124号）による次の事務</p>	保健所長	<p>1～8の2 [略]</p> <p>9 大麻取締法（昭和23年法律第124号）による次の事務</p>

	(1)~(6) [略] (7) 大麻取締法施行規則(昭和23年厚生省・農林水産省令第1号)第1条の規定による大麻取扱者免許の申請書の受理に関すること。 10~70 [略]		(1)~(6) [略] (7) 大麻取締法施行規則(昭和23年厚生省・農林水産省令第1号)第2条第1項の規定による大麻取扱者免許の申請書の受理に関すること。 10~70 [略]
[略]		[略]	
食肉衛生 検査所長	1~3 [略] 4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)による次の事務 (1)~(3) [略]  (4)~(7) [略] (8) 第14条の規定による食鳥処理場の休止及び再開の届出の受理に関すること。  (9)~(18) [略]  5・6 [略]	食肉衛生 検査所長	1~3 [略] 4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)による次の事務 (1)~(3) [略] (4) 第7条第2項の規定による届出の受理(第16条第1項の規定による政令で定める数以下の食鳥処理の事業に係るものに限る。)に関すること。 (5)~(8) [略] (9) 第14条の規定による届出の受理(第16条第1項の規定による政令で定める数以下の食鳥処理の事業に係るものに限る。)に関すること。 (10)~(19) [略] 4の2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年宮崎県規則第39号)第11条の規定による届出の受理に関すること 5・6 [略]
[略]		[略]	
土木事務 所長	1~7 [略] 8 道路法による次の事務 (1)~(15) [略] (16) 第44条の2第1項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の除去に関すること。 (17) 第44条の2第2項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の保管に関すること。 (18) 第44条の2第3項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示(道路法施行令第19条の6第1項第2号の規定により行うものを除く。)に関すること。 (19) 第44条の2第4項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の売却及び売却代金の保管に関すること。 (20) 第44条の2第5項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の廃棄に関すること。 (21) 第44条の2第7項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の除去等に要した費用の徴収に関すること。 (22)~(27) [略] (28) 第47条の4の規定による措置命令に関すること。	土木事務 所長	1~7 [略] 8 道路法による次の事務 (1)~(15) [略] (16) 第44条の3第1項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の除去に関すること。 (17) 第44条の3第2項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の保管に関すること。 (18) 第44条の3第3項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示(道路法施行令第19条の6第1項第2号の規定により行うものを除く。)に関すること。 (19) 第44条の3第4項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の売却及び売却代金の保管に関すること。 (20) 第44条の3第5項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の廃棄に関すること。 (21) 第44条の3第7項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の除去等に要した費用の徴収に関すること。 (22)~(27) [略] (28) 第47条の14の規定による措置命令に関すること。

<p>(29) <u>第47条の5</u>の規定による道路標識の設置に関すること。</p> <p>(30) <u>第47条の8</u>の規定による道路一体建物の管理に関すること。</p> <p>(31)～(51) [略]</p> <p>(52) 第87条第1項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による条件( (3)に規定する承認並びに(5)、(6)及び<u>(51)</u>に規定する許可に係るものに限る。)の附加に関すること。</p> <p>(53)～(55) [略]</p> <p>8の2～37 [略]</p> <p>38 長期優良住宅の普及の促進に関する法律による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第8条第1項の規定による変更の認定に関すること。</p> <p>(3) <u>第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>第13条第1項及び第2項の規定による改善命令に関すること。</u></p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>39～44 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(29) <u>第47条の15</u>の規定による道路標識の設置に関すること。</p> <p>(30) <u>第47条の18</u>の規定による道路一体建物の管理に関すること。</p> <p>(31)～(51) [略]</p> <p>(52) 第87条第1項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による条件( (3)に規定する承認並びに(5)、(6)及び<u>(53)</u>に規定する許可に係るものに限る。)の附加に関すること。</p> <p>(53)～(55) [略]</p> <p>8の2～37 [略]</p> <p>38 長期優良住宅の普及の促進に関する法律による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第8条第1項の規定による変更の認定( <u>第9条第1項又は第3項の規定による場合を含む。</u>)に関すること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>第13条第1項から第3項までの規定による改善命令に関すること。</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>39～44 [略]</p> <p>45 <u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第3条第3項(第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による審査(第3条第3項第1号から第4号までに係るものに限る。)に関すること。ただし、同条第2項に規定する特例畜舎等に係る審査に関することを除く。</u></p> <p>(2) <u>第6条第2項ただし書の規定による認定に関すること。</u></p> <p>[略]</p>
<p>付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業による働き方改革産地実証事業、スマート農業等生産団地創出支援事業、需要に応える宮崎米生産体制整備事業、<u>水田高度利用産地育成支援事業、木質バイオマス利用効率化支援事業、施設園芸高生産技術推進事業、耕種版インテグレーション加速化事業、かんしょ・さとも病害対策強化事業、伸ばせ「みやざきの花」産地拡大支援事業、魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業、新たな需要に対応する農産物生産体制確立事業、集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業、次世代果樹ブランド産地育成支援事業、ブランド果樹産地リノベーション推進事業、新たなビジネスを掴む!「新・みやざき茶」産地化推進事業及び需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業</u>に係る補助金</p> <p>5～30 [略]</p>	<p>付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業による働き方改革産地実証事業、スマート農業等生産団地創出支援事業、需要に応える宮崎米生産体制整備事業、<u>土地利用型農業産地再編・強化対策事業、稲作経営基盤強化対策事業、需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業、かんしょ・さとも病害対策強化事業、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、木質バイオマス利用効率化支援事業、耕種版インテグレーション加速化事業、伸ばせ「みやざきの花」産地拡大支援事業、魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業、新たな需要に対応する農産物生産体制確立事業、次世代果樹ブランド産地育成支援事業、ブランド果樹産地リノベーション推進事業及びみやざきの優良種苗供給体制構築事業</u>に係る補助金</p> <p>5～30 [略]</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第23号

## 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																												
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 分掌事務</p> <p>第1款 総合政策部各課の分掌事務（第7条～<u>第9条の10</u>）</p> <p>第2款～第9款 [略]</p> <p>第3章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（局及び課の設置）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部</th> <th style="width: 20%;">局</th> <th style="width: 60%;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td></td> <td>総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 <u>国民文化祭・障害者芸術文化祭課</u> 人権同和対策課 <u>情報政策課</u> 国民スポーツ大会準備課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td></td> <td>福祉保健課 指導監査・援護課 <u>医療薬務課</u> 国民健康保険課 長寿介護課 障がい福祉課 衛生管理課 健康増進課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（課内室の設置）</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">課</th> <th style="width: 50%;">課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療薬務課</td> <td><u>薬務対策室</u></td> </tr> <tr> <td>長寿介護課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>健康増進課</td> <td><u>感染症対策室</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（産業政策課）</p> <p>第9条の4 産業政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	部	局	課	総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 <u>国民文化祭・障害者芸術文化祭課</u> 人権同和対策課 <u>情報政策課</u> 国民スポーツ大会準備課	[略]			福祉保健部		福祉保健課 指導監査・援護課 <u>医療薬務課</u> 国民健康保険課 長寿介護課 障がい福祉課 衛生管理課 健康増進課	[略]	[略]		[略]			課	課 内 室	[略]		人事課	[略]	医療薬務課	<u>薬務対策室</u>	長寿介護課	[略]	健康増進課	<u>感染症対策室</u>	[略]		<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 分掌事務</p> <p>第1款 総合政策部各課の分掌事務（第7条～<u>第9条の9</u>）</p> <p>第2款～第9款 [略]</p> <p>第3章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（局及び課の設置）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部</th> <th style="width: 20%;">局</th> <th style="width: 60%;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td></td> <td>総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 <u>デジタル推進課</u> 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和対策課 <u>国スポ・障スポ準備課</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td></td> <td>福祉保健課 指導監査・援護課 <u>医療政策課</u> <u>薬務対策課</u> 国民健康保険課 長寿介護課 障がい福祉課 衛生管理課 健康増進課 <u>感染症対策課</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（課内室の設置）</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">課</th> <th style="width: 50%;">課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長寿介護課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（産業政策課）</p> <p>第9条の4 産業政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>産業のデジタル化の推進に関すること。</u></p> <p><u>(デジタル推進課)</u></p>	部	局	課	総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 <u>デジタル推進課</u> 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和対策課 <u>国スポ・障スポ準備課</u>	[略]			福祉保健部		福祉保健課 指導監査・援護課 <u>医療政策課</u> <u>薬務対策課</u> 国民健康保険課 長寿介護課 障がい福祉課 衛生管理課 健康増進課 <u>感染症対策課</u>	[略]	[略]		[略]			課	課 内 室	[略]		人事課	[略]	長寿介護課	[略]	[略]	
部	局	課																																																											
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 <u>国民文化祭・障害者芸術文化祭課</u> 人権同和対策課 <u>情報政策課</u> 国民スポーツ大会準備課																																																											
[略]																																																													
福祉保健部		福祉保健課 指導監査・援護課 <u>医療薬務課</u> 国民健康保険課 長寿介護課 障がい福祉課 衛生管理課 健康増進課																																																											
[略]	[略]																																																												
[略]																																																													
課	課 内 室																																																												
[略]																																																													
人事課	[略]																																																												
医療薬務課	<u>薬務対策室</u>																																																												
長寿介護課	[略]																																																												
健康増進課	<u>感染症対策室</u>																																																												
[略]																																																													
部	局	課																																																											
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 <u>デジタル推進課</u> 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和対策課 <u>国スポ・障スポ準備課</u>																																																											
[略]																																																													
福祉保健部		福祉保健課 指導監査・援護課 <u>医療政策課</u> <u>薬務対策課</u> 国民健康保険課 長寿介護課 障がい福祉課 衛生管理課 健康増進課 <u>感染症対策課</u>																																																											
[略]	[略]																																																												
[略]																																																													
課	課 内 室																																																												
[略]																																																													
人事課	[略]																																																												
長寿介護課	[略]																																																												
[略]																																																													

第9条の5・第9条の6 [略]

(国民文化祭・障害者芸術文化祭課)

第9条の7 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭に関すること。  
(情報政策課)

第9条の9 情報政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高度情報化に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域情報化に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 情報通信格差の是正及び地域情報通信基盤の整備に関すること。
- (4) 広域行政ネットワークの運営及び管理に関すること。
- (5) 行政情報化に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (6) 行政情報化に係るシステム等の整備、管理及び全体最適化に関すること。
- (7) 社会保障・税番号制度に係る総合調整及びシステム構築に関すること。

(国民スポーツ大会準備課)

第9条の10 国民スポーツ大会準備課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(医療薬務課)

第25条 医療薬務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域保健医療計画に関すること。
- (2) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。
- (3)～(7) [略]
- (8) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造及び販売その他の薬事に関すること。
- (9) 医薬分業に関すること。
- (10) 血液対策に関すること。
- (11) 毒物劇薬に関すること。
- (12) 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚せい剤に関すること。

第9条の5 デジタル推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタル化の推進に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 市町村のデジタル化の支援に関すること。
- (3) 地域情報通信基盤の整備及び情報通信格差の是正に関すること。
- (4) 社会保障・税番号制度に係る総合調整、システム構築及び県民への啓発に関すること。
- (5) 県民のデジタル化に対する意識の啓発に関すること。
- (6) デジタル・ガバメントの推進に関すること。
- (7) デジタル・ガバメントに係るシステム等の整備、管理及び全体最適化に関すること。

第9条の6・第9条の7 [略]

(国スポ・障スポ準備課)

第9条の9 国スポ・障スポ準備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること。

(医療政策課)

第25条 医療政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医療計画に関すること。
- (2) 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。
- (3)～(7) [略]

(13) 医療審議会、准看護師試験委員、麻薬中毒審査会、薬事審議会及び宮崎県地方独立行政法人評価委員会に関すること。

(14) [略]

2 薬務対策室においては、前項第2号に掲げる事務のうち薬剤師に関する事務、第8号から第12号までに掲げる事務並びに第13号に掲げる事務のうち麻薬中毒審査会及び薬事審議会に関する事務を分掌する。

(健康増進課)

第30条 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 感染症対策に関すること。

(11) 結核対策に関すること。

(12) 小児慢性特定疾病審査会、指定難病審査会、がん対策審議会、感染症対策審議会及び感染症の審査に関する協議会に関すること。

2 感染症対策室においては、前項第10号に掲げる事務、第11号に掲げる事務及び第12号に掲げる事務のうち感染症対策審議会及び感染症の審査に関する協議会に関する事務を分掌する。

(環境森林課)

第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 地球温暖化対策に関すること。

(3) 再生可能エネルギー等導入推進計画、新エネルギーの普及啓発及び住宅用太陽光発電に関すること。

(4)～(12) [略]

(循環社会推進課)

第35条 循環社会推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 公益財団法人宮崎県環境整備公社に関すること。

(会計課)

第73条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 旅費の計算及び指導に関すること。

(9)～(21) [略]

(内部組織)

第104条 中央福祉子どもセンターに次の課を置く。

(8) 医療審議会、准看護師試験委員及び宮崎県地方独立行政法人評価委員会に関すること。

(9) [略]

(薬務対策課)

第25条の2 薬務対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 薬剤師に関すること。

(2) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造及び販売その他の薬事に関すること。

(3) 医薬分業に関すること。

(4) 血液対策に関すること。

(5) 毒物劇物に関すること。

(6) 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚醒剤に関すること。

(7) 麻薬中毒審査会及び薬事審議会に関すること。

(8) 新型コロナワクチンの接種に関すること。

(健康増進課)

第30条 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 小児慢性特定疾病審査会、指定難病審査会及びがん対策審議会に関すること。

(感染症対策課)

第30条の2 感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 感染症対策に関すること。

(2) 結核対策に関すること。

(3) 感染症対策審議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。

(環境森林課)

第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) ゼロカーボン社会づくりに関すること。

(3) 再生可能エネルギーの普及啓発に関すること。

(4)～(12) [略]

(循環社会推進課)

第35条 循環社会推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(会計課)

第73条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8)～(20) [略]

(内部組織)

第104条 中央福祉子どもセンター及び南部福祉子どもセンターに次の課を置く。

<p>[略]</p> <p>2 南部福祉子どもセンター及び北部福祉子どもセンターに次の課を置く。</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 104条の2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども相談第一課、子ども相談第二課及び子ども福祉課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 児童相談所相互間の措置等の総合調整及びその他相談援助業務の指導支援に関すること（子ども相談第一課に限る。）。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 知的障がい者に係る家庭その他からの相談に関すること（子ども相談第二課を除く。）。</p> <p>(10)～(13) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>衛生環境課</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 麻薬、向精神薬、覚せい剤等に関すること。</p> <p>(19)～(27) [略]</p> <p>(内部組織)</p> <p>第 163条 中央児童相談所に次の課を置く。</p> <p>[略]</p> <p>2 都城児童相談所及び延岡児童相談所に次の課を置く。</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 163条の2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども相談第一課、子ども相談第二課及び子ども福祉課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 児童相談所相互間の措置等の総合調整及びその他相談援助業務の指導支援に関すること（子ども相談第一課に限る。）。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(名称等)</p> <p>第 262条 法第 138条の4 第3項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">担 任 事 務</th> <th style="width: 40%;">主 管 部 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県医療審議会</td> <td>[略]</td> <td>福祉保健部医療薬務課</td> </tr> <tr> <td>宮崎県准看護師試験委員</td> <td>[略]</td> <td>福祉保健部医療薬務課</td> </tr> <tr> <td>宮崎県麻薬中毒審査会</td> <td>麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において</td> <td>福祉保健部医療薬務課</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主 管 部 課	[略]			宮崎県医療審議会	[略]	福祉保健部医療薬務課	宮崎県准看護師試験委員	[略]	福祉保健部医療薬務課	宮崎県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において	福祉保健部医療薬務課	<p>[略]</p> <p>2 北部福祉子どもセンターに次の課を置く。</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 104条の2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども相談第一課、子ども相談第二課及び子ども福祉課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 児童相談所相互間の措置等の総合調整及びその他相談援助業務の指導支援に関すること（中央福祉子どもセンター子ども相談第一課に限る。）。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 知的障がい者に係る家庭その他からの相談に関すること（中央福祉子どもセンター子ども相談第二課及び南部福祉子どもセンター子ども相談第一課を除く。）。</p> <p>(10)～(13) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>衛生環境課</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 麻薬、向精神薬、覚醒剤等に関すること。</p> <p>(19)～(27) [略]</p> <p>(内部組織)</p> <p>第 163条 中央児童相談所及び都城児童相談所に次の課を置く。</p> <p>[略]</p> <p>2 延岡児童相談所に次の課を置く。</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 163条の2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども相談第一課、子ども相談第二課及び子ども福祉課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 児童相談所相互間の措置等の総合調整及びその他相談援助業務の指導支援に関すること（中央児童相談所子ども相談第一課に限る。）。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(名称等)</p> <p>第 262条 法第 138条の4 第3項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">担 任 事 務</th> <th style="width: 40%;">主 管 部 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県医療審議会</td> <td>[略]</td> <td>福祉保健部医療政策課</td> </tr> <tr> <td>宮崎県准看護師試験委員</td> <td>[略]</td> <td>福祉保健部医療政策課</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主 管 部 課	[略]			宮崎県医療審議会	[略]	福祉保健部医療政策課	宮崎県准看護師試験委員	[略]	福祉保健部医療政策課
名 称	担 任 事 務	主 管 部 課																										
[略]																												
宮崎県医療審議会	[略]	福祉保健部医療薬務課																										
宮崎県准看護師試験委員	[略]	福祉保健部医療薬務課																										
宮崎県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において	福祉保健部医療薬務課																										
名 称	担 任 事 務	主 管 部 課																										
[略]																												
宮崎県医療審議会	[略]	福祉保健部医療政策課																										
宮崎県准看護師試験委員	[略]	福祉保健部医療政策課																										



	準用する場合を含む。)の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務												
宮崎県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条第1項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する事務	福祉保健部医療薬務課											
宮崎県地方独立行政法人評価委員会	[略]	福祉保健部医療薬務課	宮崎県地方独立行政法人評価委員会	[略]	福祉保健部医療政策課								
			宮崎県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の8第4項(同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務	福祉保健部薬務対策課								
			宮崎県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条第1項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する事務	福祉保健部薬務対策課								
[略]			[略]										
宮崎県感染症対策審議会	[略]	福祉保健部健康増進課	宮崎県感染症対策審議会	[略]	福祉保健部感染症対策課								
感染症の診査に関する協議会	[略]	福祉保健部健康増進課	宮崎県感染症診査協議会	[略]	福祉保健部感染症対策課								
[略]			[略]										
<p>第 263条の2 前条の規定にかかわらず、健康増進課感染症対策室に室長補佐を置く。</p> <p>2 室長補佐は、室長を補佐する。</p> <p>第 264条 第 263条第14項に規定する課長補佐は、必要に応じ、一の課に2人以上置くことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(交通・地域安全対策監等)</p> <p>第 265条 前3条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(県参事等)</p> <p>第 266条 前4条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 前4条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き</p>			[略]		[略]		<p>第 264条 前条第14項に規定する課長補佐は、必要に応じ、一の課に2人以上置くことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(交通・地域安全対策監等)</p> <p>第 265条 前2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(県参事等)</p> <p>第 266条 前3条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 前3条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き</p>			[略]		[略]	
[略]													
[略]													
[略]													
[略]													

、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

(職)

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
こども療育センター	所長 事務長 課長 総看護師長 看護師長 副看護師長 主任
[略]	

(職務)

第 272 条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
科長	[略]
[略]	
教官	[略]
[略]	

(主任主事等)

第 277 条 [略]

、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

(職)

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
こども療育センター	所長 事務長 課長 医長 総 看護師長 副医長 看護師長 副看護師長 主任
[略]	

(職務)

第 272 条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
科長	[略]
医長	上司の命を受けて、医務の事務を処理する。
[略]	
教官	[略]
副医長	上司の命を受けて、医務に従事する。
[略]	

(主任主事等)

第 277 条 [略]

(医員)

第 277 条の 2 第 271 条、第 273 条及び第 275 条から前条までに規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる出先機関に、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

出先機関	職	職 務
こども療育センター	医員	上司の命を受けて、医務に従事する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(宮崎県損害賠償責任審査会規則の一部改正)
- 宮崎県損害賠償責任審査会規則(令和2年宮崎県規則第18号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(審査会の庶務) 第7条 [略] 2 前項本文の規定にかかわらず、第1条第2号に掲げる事項に関するものであって、公立大学法人宮崎県立看護大学に係るものについては、福祉保健部医療薬務課が処理するものとする。	(審査会の庶務) 第7条 [略] 2 前項本文の規定にかかわらず、第1条第2号に掲げる事項に関するものであって、公立大学法人宮崎県立看護大学に係るものについては、福祉保健部医療政策課が処理するものとする。

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第24号

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則  
宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則(平成22年宮崎県規則第19号)の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(県の行政運営と密接に関連を有する法人)</p> <p>第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例（平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>公益財団法人宮崎県環境整備公社</u></p> <p>(9)～(21) [略]</p>	<p>(県の行政運営と密接に関連を有する法人)</p> <p>第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例（平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8)～(20) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事等が行う立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第25号

##### 知事等が行う立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、知事等が法令（法律又は条例をいう。以下同じ。）の規定に基づき行う立入検査等の際に、当該立入検査等を行う職員が携帯し、その身分を示す証明書の様式の特例を定めることを目的とする。

(職員の身分を示す証明書の様式の特例)

第2条 次に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第23条第1項
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第10条第1項及び第2項
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第29条
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第16条の3の2第2項、第16条の5第1項及び第35条の3第2項において読み替えて準用する同法第34条第1項
- (5) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の12第2項及び第13条の22第1項
- (6) 養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第9条第1項
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第25条第1項、第26条第1項及び第82条第1項
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第5条第1項、第11条第1項及び第17条第1項
- (9) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において読み替えて準用する同法第12条第2項
- (10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項、第22条第1項及び第30条第1項
- (11) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項並びに第9条の3第1項及び第2項
- (12) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項

第3条 次に掲げる条例の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- (1) 蜜蜂転飼条例（昭和31年宮崎県条例第12号）第6条第2項
- (2) 宮崎県統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）第8条第1項
- (3) 宮崎県立自然公園条例（昭和36年宮崎県条例第12号）第13条第1項、第26条第1項、第31条第2項、第33条第2項及び第49条第1項
- (4) 宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）第17条の2第1項
- (5) 宮崎県沿道修景美化条例（昭和44年宮崎県条例第13号）第11条第1項
- (6) 宮崎県犬取締条例（昭和47年宮崎県条例第18号）第8条第1項及び第2項並びに第10条第1項
- (7) 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第27条第1項
- (8) 宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和54年宮崎県条例第8号）第26条第1項
- (9) 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年宮崎県条例第23号）第16条第2項
- (10) 宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）第43条第1項及び第2項
- (11) うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）第21条第2項

- (12) 宮崎県宮住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第 25 号）第 73 条第 1 項
- (13) 宮崎県環境影響評価条例（平成 12 年宮崎県条例第 12 号）第 41 条第 1 項
- (14) 人にやさしい福祉のまちづくり条例（平成 12 年宮崎県条例第 15 号）第 22 条第 1 項
- (15) 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年宮崎県条例第 51 号）第 15 条第 1 項
- (16) みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成 17 年宮崎県条例第 20 号）第 65 条第 1 項
- (17) 宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成 17 年宮崎県条例第 84 号）第 16 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 28 条第 2 項及び第 29 条第 1 項
- (18) 宮崎県水源地域保全条例（平成 26 年宮崎県条例第 4 号）第 12 条第 2 項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(第 1 面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
宮崎県知事	印	

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。  
 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。  
 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。  
 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。  
 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第26号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(滞納処分)</p> <p>第49条 収入徴収者は、収入金について滞納処分の必要があると認めるときは、滞納処分依頼書に当該債権を明示する書類、その他権利を証する書面の写しを添えて、部局にあっては総務部長を経て、かいにあっては直接当該収入金の納入義務者の住所を管轄する県税・総務事務所の長に当該滞納処分の執行を依頼しなければならない。この場合において、納入義務者が県外に住所を有するときは、部局において収入すべき収入金については宮崎県税・総務事務所長に、かいにおいて収入すべき収入金についてはそのかいの所在地を管轄する県税・総務事務所の長に依頼しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(不納欠損金の整理)</p> <p>第53条 収入徴収者は、調定した歳入が次の各号の一に該当するときは、不納欠損金として整理することができるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第 231条の3第3項の規定により滞納処分をすることができる徴収金について、滞納処分の執行停止後3年を経過した</u> <u>ことによりその債権が消滅したとき。</u></p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(物品の分類)</p> <p>第 150条 物品は、その性質及び形状等により次のとおり分類し、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 備品 形状及び性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので1品の取得価格又は取得見積価格が<u>5万円</u>以上のものをいう。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消耗され、又はその効用を失うもの、備品的形状及びその性質を有するもので1品の取得価格又は取得見積価格が<u>5万円</u>に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で1品の取得価格又は取得見積価格が2万円に満たないものをいう。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(割印)</p> <p>第 197条 契約書、請求書その他権利義務に関する書類で数枚をもって1通とするものには、債権者をして割印をさせなければならない。</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">本庁会計課の</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>出納員</td> <td style="width: 30%;">医療業務課の金銭</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分任出納員</td> <td></td> </tr> </table>	本庁会計課の	[略]		出納員	医療業務課の金銭	[略]		分任出納員		<p>(滞納処分)</p> <p>第49条 収入徴収者は、収入金について滞納処分の必要があると認めるときは、滞納処分依頼書に当該債権を明示する書類、その他権利を証する書面の写しを添えて、部局にあっては総務部長を経て、かいにあっては直接当該収入金の納入義務者の住所を管轄する県税・総務事務所の長に当該滞納処分の執行を依頼しなければならない。この場合において、納入義務者が県外に住所を有するときは、<u>又は税務課長が徴収上有利と認めるときは</u>、部局において収入すべき収入金については宮崎県税・総務事務所長に、かいにおいて収入すべき収入金についてはそのかいの所在地を管轄する県税・総務事務所の長に依頼しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(不納欠損金の整理)</p> <p>第53条 収入徴収者は、調定した歳入が次の各号の一に該当するときは、不納欠損金として整理することができるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができることとされた債権が、国税徴収法（昭和34年法律第 147号）第 153条第4項及び第5項並びに地方税法（昭和25年法律第 226号）第15条の7第4項及び第5項の規定により消滅したとき</u> <u>。</u></p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(物品の分類)</p> <p>第 150条 物品は、その性質及び形状等により次のとおり分類し、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 備品 形状及び性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので1品の取得価格又は取得見積価格が<u>10万円</u>以上のものをいう。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消耗され、又はその効用を失うもの、備品的形状及びその性質を有するもので1品の取得価格又は取得見積価格が<u>10万円</u>に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で1品の取得価格又は取得見積価格が2万円に満たないものをいう。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(割印)</p> <p>第 197条 契約書その他権利義務に関する書類で数枚をもって1通とするものには、債権者をして割印をさせなければならない。</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">本庁会計課の</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>出納員</td> <td style="width: 30%;">医療政策課の金銭</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分任出納員</td> <td></td> </tr> </table>	本庁会計課の	[略]		出納員	医療政策課の金銭	[略]		分任出納員	
本庁会計課の	[略]																		
出納員	医療業務課の金銭	[略]																	
	分任出納員																		
本庁会計課の	[略]																		
出納員	医療政策課の金銭	[略]																	
	分任出納員																		

[略]						[略]					
別表第5 (第56条関係)						別表第5 (第56条関係)					
支出負担行為の整理区分表						支出負担行為の整理区分表					
区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出命令書に証拠書類として添付する主な書類	区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出命令書に証拠書類として添付する主な書類
[略]						[略]					
3 職 員手 当等 のう ち 退 職手 当	[略]				計算内訳書 戸籍謄本	3 職 員手 当等 のう ち 退 職手 当	[略]				計算内訳書
[略]						[略]					
[略]						[略]					

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第27号

## 宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

宮崎県中小企業高度化資金貸付規則（平成12年宮崎県規則第 130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(連帯保証人等)</p> <p>第14条 貸付決定者（市町村及び機構を除く。以下この条において同じ。）は、相当の資産を有する者で知事が適当と認めるもの1名以上を連帯保証人として立てなければならない。</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、貸付決定者に対し、連帯保証人の追加又は交替を求めることができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、政令第3条第2項第1号に規定する一般社団法人等が貸付決定者であるときは、当該一般社団法人等に出資し、又は出捐している地方公共団体の損失補償をもって連帯保証に代えることができる。</p> <p>(担保)</p> <p>第15条 [略]</p>	<p>第14条 削除</p> <p>(担保)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 貸付決定者は、前項の規定により担保を提供してもなお知事が高度化資金に係る債権の保全を図るために必要があると認める場合において、知事の請求があったときは、不動産その他の資産を担保として提供しなければならない。</p> <p>3 貸付決定者は、前2項に規定する担保に代えて又はこれに併せて金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。）、商工会議所、商工会その他の団体の債務保証又は市町村が県に対して行う損失補償（地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により当該市町村の予算で債務負担行為として定めている場合に限る。）を提供することができる。</p>

- 2 知事は、貸付対象施設のほか、特に必要があると認める場合は、貸付決定者に対し、担保の追加又は変更を求めることができる。
- 3 前2項の規定による担保権設定に要する費用は、貸付決定者の負担とする。
- 4 知事は、貸付対象施設が第1項ただし書に該当する場合は、物的担保に代えて、金融機関の債務保証を付させることができる。

- 4 貸付決定者（市町村及び機構を除く。）は、前3項の規定により担保を提供する場合において、なお知事が高度化資金に係る債権の保全を図るために必要があると認めるときは、知事が適当と認める連帯保証人を立てることができる。
- 5 知事は、前各項の規定による担保の提供のほか、特に必要があると認める場合は、貸付決定者に対し、担保の追加又は変更を求めることができる。
- 6 前各項の規定による担保の提供に要する費用は、貸付決定者の負担とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日前の貸付けの決定に係る高度化資金についても適用する。

告 示

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和4年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 206号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程（昭和38年宮崎県告示第 381号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）	
部及び室	班	部及び室	班
[略]	[略]	[略]	[略]
総合政策対策室	[略] 産業政策班 [略] みやざき文化振興班 国民文化祭・障害者芸術文化祭班 人権同和対策班 情報政策班 国民スポーツ大会準備班	総合政策対策室	[略] 産業政策班 デジタル推進班 [略] みやざき文化振興班 人権同和対策班 国スポ・障スポ準備班
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉保健対策室	[略] 医療薬務班 [略] 健康増進班 [略]	福祉保健対策室	[略] 医療政策班 薬務対策班 [略] 健康増進班 感染症対策班 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
[略] 産業政策班長	[略]	[略] 産業政策班長 デジタル推進班長	[略] デジタル推進課長
[略]	[略]	[略]	[略]



みやぎき文化振興班長	[略]
国民文化祭・障害者芸術文化祭班長	国民文化祭・障害者芸術文化祭課長
人権同和対策班長	[略]
情報政策班長	情報政策課長
国民スポーツ大会準備班長	国民スポーツ大会準備課長
[略]	
医療薬務班長	医療薬務課長
[略]	
健康増進班長	[略]
[略]	

みやぎき文化振興班長	[略]
人権同和対策班長	[略]
国スポ・障スポ準備班長	国スポ・障スポ準備課長
[略]	
医療政策班長	医療政策課長
薬務対策班長	薬務対策課長
[略]	
健康増進班長	[略]
感染症対策班長	感染症対策課長
[略]	

別表第3 (第7条関係)

別表第3 (第7条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
総合政策対策室	[略]	
	産業政策班	[略]
	[略]	
	みやぎき文化振興班	[略]
	国民文化祭・障害者芸術文化祭班	1 総合対策部及び他班への応援に関する <u>こと。</u>
	人権同和対策班	[略]
情報政策班	1 県庁LANの復旧に関する <u>こと。</u> 2 各所属のコンピューターの被害状況の把握に関する <u>こと。</u> 3 情報関連施設の被害状況の把握に関する <u>こと。</u>	
国民スポーツ大会準備班	[略]	
[略]		
福祉保健対策室	[略]	
	医療薬務班	1～3 [略] 4 毒劇物の災害対策に関する <u>こと。</u>
	[略]	

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
総合政策対策室	[略]	
	産業政策班	[略]
	デジタル推進班	1 県庁LANの復旧に関する <u>こと。</u> 2 各所属のコンピューターの被害状況の把握に関する <u>こと。</u> 3 情報関連施設の被害状況の把握に関する <u>こと。</u>
	[略]	
みやぎき文化振興班	[略]	
	人権同和対策班	[略]
	国スポ・障スポ準備班	[略]
[略]		
福祉保健対策室	[略]	
	医療政策班	1～3 [略]
	薬務対策班	1 災害時の医薬品供給に関する <u>こと。</u> 2 毒劇物の災害対策に関する <u>こと。</u>
[略]		

	健康増進班	[略]		健康増進班	[略]
	[略]			感染症対策班	1 災害時の感染症対策に関すること。
	[略]			[略]	
環境森林対策班	環境森林班	1・2 [略] 3 県有林の災害対策及び被害調査に関すること。 4 災害用県有林の払下げに関すること。	環境森林対策班	環境森林班	1・2 [略]
	[略]			[略]	
	森林経営班	1・2 [略]		森林経営班	1・2 [略] 3 県有林の災害対策及び被害調査に関すること。 4 災害用県有林の払下げに関すること。
	山村・木材振興班	1～5 [略] 6 [略]		山村・木材振興班	1～5 [略] 6 木質バイオマス発電関係施設の被害状況把握及び対策に関すること。 7 [略]
	[略]			[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	
県土整備対策室	[略]		県土整備対策室	[略]	
	道路保全班	1・2 [略]		道路保全班	1・2 [略] 3 道路啓開に関すること。
	[略]			[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

訓 令

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 4 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 4 号

本 庁  
各出先機関

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令

宮崎県行政情報化総合調整規程（平成19年訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（安全対策） 第 8 条 [略] 2 情報政策課長は、主務課の長に対し、安全対策について助言することができる。 （職員研修） 第 11 条 情報政策課長は、課等の職員に対し、システム基盤の利用に関する知識及び技術を修得させるため、必要な研修を実施するものとする。 2・3 [略]	（安全対策） 第 8 条 [略] 2 <u>デジタル推進課長</u> は、主務課の長に対し、安全対策について助言することができる。 （職員研修） 第 11 条 <u>デジタル推進課長</u> は、課等の職員に対し、システム基盤の利用に関する知識及び技術を修得させるため、必要な研修を実施するものとする。 2・3 [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第5号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程（平成2年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(配布を受けた文書等の取扱い)</p> <p>第11条 文書取扱主任は、総務課から文書の配布を受け、又は直接文書を收受したときは、次により処理しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる文書は、收受印（別記様式第3号）を押し、收受文書処理簿（別記様式第4号）に所定の事項を登録し、收受印の印影内に收受番号を記入の上、閲覧印（別記様式第5号）を押し、課長の閲覧を受け、課長補佐（<u>組織規則第263条の2第1項に規定する室長補佐を含む。以下この条において同じ。</u>）を経て主務担当リーダーに配布すること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(配布を受けた文書等の取扱い)</p> <p>第11条 文書取扱主任は、総務課から文書の配布を受け、又は直接文書を收受したときは、次により処理しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる文書は、收受印（別記様式第3号）を押し、收受文書処理簿（別記様式第4号）に所定の事項を登録し、<u>收受印の印影内に</u>收受番号を記入の上、閲覧印（別記様式第5号）を押し、課長の閲覧を受け、課長補佐を経て主務担当リーダーに配布すること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第6号

本 庁  
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																																
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>付表</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項、第46条第2項、第50条第3項及び第54条の6第2項の規定による社会福祉法人の定款、解散及び合併の認可及び認定に関すること。</p> <p>6～16 [略]</p> <p>別表第3（その1）（第4条関係）</p> <p>本庁各課特定専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">課</td> <td style="width: 10%;">副</td> <td style="width: 10%;">部</td> <td style="width: 10%;">次</td> <td style="width: 50%;">課長特定専決事項</td> <td style="width: 10%;">課長補佐特定専決事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知</td> <td>長</td> <td>長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事</td> <td>特</td> <td>特</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>専</td> <td>定</td> <td>定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>決</td> <td>専</td> <td>専</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事</td> <td>決</td> <td>決</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>項</td> <td>事</td> <td>事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>項</td> <td>項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	課	副	部	次	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項		知	長	長				事	特	特				専	定	定				決	専	専				事	決	決				項	事	事					項	項			<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>付表</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項、第46条第2項、第50条第3項及び第54条の6第2項の規定による社会福祉法人の定款、解散及び合併の認可及び<u>認定並びに同法第125条第1項の規定による社会福祉連携推進認定</u>に関すること。</p> <p>6～16 [略]</p> <p>別表第3（その1）（第4条関係）</p> <p>本庁各課特定専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">課</td> <td style="width: 10%;">副</td> <td style="width: 10%;">部</td> <td style="width: 10%;">次</td> <td style="width: 50%;">課長特定専決事項</td> <td style="width: 10%;">課長補佐特定専決事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知</td> <td>長</td> <td>長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事</td> <td>特</td> <td>特</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>専</td> <td>定</td> <td>定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>決</td> <td>専</td> <td>専</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事</td> <td>決</td> <td>決</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>項</td> <td>事</td> <td>事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>項</td> <td>項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	課	副	部	次	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項		知	長	長				事	特	特				専	定	定				決	専	専				事	決	決				項	事	事					項	項		
課	副	部	次	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項																																																																																												
	知	長	長																																																																																														
	事	特	特																																																																																														
	専	定	定																																																																																														
	決	専	専																																																																																														
	事	決	決																																																																																														
	項	事	事																																																																																														
		項	項																																																																																														
課	副	部	次	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項																																																																																												
	知	長	長																																																																																														
	事	特	特																																																																																														
	専	定	定																																																																																														
	決	専	専																																																																																														
	事	決	決																																																																																														
	項	事	事																																																																																														
		項	項																																																																																														

<p>医療 薬務 課</p>	<p>1・2 [略] 3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）による次の事務</u> (1) <u>第24条第2項の規定による医薬品の販売業（県外に住所を有する者の配置販売業に限る。）の許可の更新に関すること。</u> (2) <u>第33条第1項の規定による医薬品配置従事者の身分証明書</u>の交付に関すること（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第10条に規定する既存配置販売業者に係るものを含む。）。 (3) <u>第69条第6項の規定による立入検査等（第12条第1項、第23条の2第1項及び第23条の20第1項の規定による製造販売業の許可、第13条第1項及び第23条の22第1項の規定による製造業の許可並びに第23条の2の3第1項の規定による製造業の登録を受けた者に係るものに限る。）に関すること。</u> 4 <u>薬事法の一部を改正する法律附則第10条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法第24条第2項の規定による販売業（県外に住所を有する者の配置販売業に限る。）の許可の更新に関すること。</u> 5 <u>毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第18条の規定による毒物劇物営業者のうち製造業者及び輸入業者に係る立入検査等に関すること。</u> 6 <u>毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第 261号）による次の事務</u> (1) <u>第11条第1号及び第28条第1号ロに掲げる特定毒物使用者の指定に関すること。</u> (2) <u>第13条第1号ロ及びチ、第18条第1号ロ、ニ、ホ及びへ並びに第24条第1号ロ、ニ、ホ及びへに掲げる特定毒物指導員の指定に関すること。</u></p>			<p>医療 政策 課</p>	<p>1・2 [略]</p>
				<p>薬務 対策</p>	<p>1 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）による次の事務</u></p>



		<p>）、らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）、特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年5月28日定め）、宮崎県特定不妊治療費助成金給付要綱（平成16年4月1日定め）及び宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領（平成20年3月3日定め）に基づく医療費その他の公費（難病法にあっては、特定医療費に限る。）の決定に関すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第16項の規定による結核指定医療機関の指定に関すること</u></p> <p>○</p> <p>4～7 [略]</p>			<p>等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）、特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年5月28日定め）、宮崎県特定不妊治療費助成金給付要綱（平成16年4月1日定め）及び宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領（平成20年3月3日定め）に基づく医療費その他の公費（難病法にあっては、特定医療費に限る。）の決定に関すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>3～6 [略]</p>		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>1 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく医療費その他の公費の決定に関すること。</u></p> <p>2 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第16項の規定による結核指定医療機関の指定に関すること</u></p> <p>○</p>	[略]	
別表第5（第5条関係）			別表第5（第5条関係）				
<p>出先機関の長特定専決事項</p> <p>[略]</p> <p>保健所</p> <p>1 [略]</p> <p>2 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定による販売業の登録の更新に関すること。</p> <p>3～9 [略]</p> <p>[略]</p>			<p>出先機関の長特定専決事項</p> <p>[略]</p> <p>保健所</p> <p>1 [略]</p> <p>2 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定による販売業の登録の更新に関すること。</p> <p>3～9 [略]</p> <p>[略]</p>				
別表第7の2（第5条関係）			別表第7の2（第5条関係）				
<p>県立子ども療育センター事務長専決事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員（所長、事務長、総看護師長及び医師を除く。）の時間外勤務命令、休日勤務命令及び宿日直勤務命令に関すること。</p> <p>3～5 [略]</p>			<p>県立子ども療育センター事務長専決事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員（所長、事務長、医療課長、医長、総看護師長、副医長及び医員を除く。）の時間外勤務命令、休日勤務命令及び宿日直勤務命令に関すること。</p> <p>3～5 [略]</p>				
別表第9（第10条関係）			別表第9（第10条関係）				
出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者	出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
児童相談所	子ども福祉課長（中央児童相談所にあっ			児童相談所	子ども福祉課長（中	央児童相談所及び都	

<p>ては、こども相談第一課長又はこども相談第二課長（当該課長が担当する事務に限る。））</p> <p>[略]</p>		<p>城児童相談所にあつては、こども相談第一課長又はこども相談第二課長（当該課長が担当する事務に限る。））</p> <p>[略]</p>	
---	--	--	--

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第7号

本 庁  
各出先機関

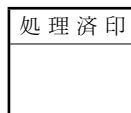
宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

「

別記様式第21号中

備考 相手方が複数の場合は内訳書を添付すること。



を

」

「

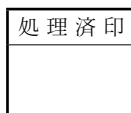
備考 相手方が複数の場合は内訳書を添付すること。

に改める。

」

「

別記様式第27号中



を削る。

」

「

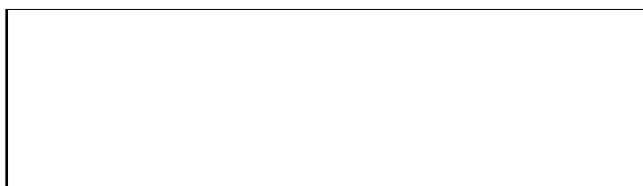
別記様式第29号中



を

」

「

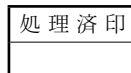


に改める。

」

「

別記様式第50号中



を

備考 相手方が複数の場合は内訳書を添付すること。

備考 相手方が複数の場合は内訳書を添付すること。

に改める。

別記様式第55号中「㊟」を削る。

別記様式第59号（その1）から別記様式第60号（その1）までの規定中

所属内訳		受 領 照 合 印	処 理 済 印
経費分類			

を

所属内訳	
経費分類	

に改める。

別記様式第60号（その2）中「X99」を削り、

所属内訳		受 領 照 合 印	処 理 済 印
経費分類			

を

所属内訳	
経費分類	

に改める。

別記様式第61号（その1）中「㊟」を削る。

別記様式第61号（その2）中「㊟」を削る。

別記様式第67号中 「住所  
氏名

「住所  
氏名  
㊟」 を  
連絡先

に、

番 号

を

通知書番号

に、「（注） 番号は、支出（戻出）命令番号又は支払通知書番号（緊急支払通知書番



号)を記入すること。」を「(注) 受取人氏名欄は、通知書記載の受取人を記入すること。」に改める。

別記様式第68号中 「住所  
氏名

「住所  
を 氏名  
④」を 連絡先

に、  
」

「

区 分	年度	会計	番 号	発行年月日	受 取 人 氏 名	金 額
1 財務分						円
2 その他						
1 財務分						
2 その他						

を

」

「

年度	会計	通知書番号	発行年月日	受 取 人 氏 名	金 額
					円

に、

」

「(注) 番号は、支出(戻出)命令番号又は隔地払通知書番号を記入すること。」を「(注) 受取人氏名欄は、隔地払通知書記載の受

取人を記入すること。」に改める。

別記様式第69号(その1)、別記様式第69号(その2)及び別記様式第71号中

「

備 考		
	処理済印	

を

--	--	--

備 考		

に改める。

別記様式第74号中「**㊦**」を削る。

「年 月 日

別記様式第75号中

を  
「**㊦**」

「年 月 日

部局の長 に改める。

かい出納員」

「

別記様式第80号（その1）中

備考 相手方が複数の場合は内訳書を添付すること。

処 理 済 印

を

「備考 相手方が複数の場合は内訳書を添付すること。

に改める。

」

別記様式第80号（その6）中

	受 領 照 合 印		処 理 済 印	

を

--

に改める。

別記様式第80号（その7）中

処 理 済 印	

を

--

に改める。

別記様式第80号（その8）及び別記様式第80号（その9）中

「

	処 理 済 印

を

」

「

--	--

に改める。

」

別記様式第98号中

出納員 氏名印		印
------------	--	---

を

出納員 氏 名	
------------	--

に改める。

別記様式第99号中

かい名 出納員		印	年	月	日	提出
------------	--	---	---	---	---	----

を

かい名 出納員		年	月	日	提出
------------	--	---	---	---	----

に改める。

別記様式第 100号中「印」を削る。

別記様式第 130号中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第8号

本 庁  
各出先機関

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程（平成19年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(セキュリティ会議) 第7条 [略] 2 セキュリティ会議は、セキュリティ統括責任者のほか、次に掲げる者をもって組織する。 (1)・(2) [略] (3) <u>情報政策課長</u> 3～6 [略]	(セキュリティ会議) 第7条 [略] 2 セキュリティ会議は、セキュリティ統括責任者のほか、次に掲げる者をもって組織する。 (1)・(2) [略] (3) <u>デジタル推進課長</u> 3～6 [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

人事委員会規則

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第12号

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則

職員の級別基準職務を定める規則（平成28年宮崎県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
別表第1 行政職給料表級別基準職務表（知事） <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>1 本庁の室長補佐の職務</u> <u>2～5</u> [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		5級	<u>1 本庁の室長補佐の職務</u> <u>2～5</u> [略]	[略]		別表第1 行政職給料表級別基準職務表（知事） <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>1～4</u> [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		5級	<u>1～4</u> [略]	[略]			
職務の級	基準となる職務																		
[略]																			
5級	<u>1 本庁の室長補佐の職務</u> <u>2～5</u> [略]																		
[略]																			
職務の級	基準となる職務																		
[略]																			
5級	<u>1～4</u> [略]																		
[略]																			
別表第3 行政職給料表級別基準職務表（教育委員会） <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>1～4</u> [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		5級	<u>1～4</u> [略]	[略]		別表第3 行政職給料表級別基準職務表（教育委員会） <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>1～4</u> [略] <u>5 特に困難な業務を行う船長の職務</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		5級	<u>1～4</u> [略] <u>5 特に困難な業務を行う船長の職務</u>	[略]			
職務の級	基準となる職務																		
[略]																			
5級	<u>1～4</u> [略]																		
[略]																			
職務の級	基準となる職務																		
[略]																			
5級	<u>1～4</u> [略] <u>5 特に困難な業務を行う船長の職務</u>																		
[略]																			
別表第8 医療職給料表（一）級別基準職務表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2級</td> <td><u>1～3</u> [略]</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>1・2</u> [略] <u>3</u> [略]</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>1 本庁の部長の職務</u> <u>2～4</u> [略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	2級	<u>1～3</u> [略]	3級	<u>1・2</u> [略] <u>3</u> [略]	4級	<u>1 本庁の部長の職務</u> <u>2～4</u> [略]	別表第8 医療職給料表（一）級別基準職務表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1級</u></td> <td><u>医員の職務</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>1～3</u> [略] <u>4 副医長の職務</u> <u>5 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う</u> <u>医員の職務</u></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>1・2</u> [略] <u>3 医長の職務</u> <u>4</u> [略]</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>1 本庁の部長又は県参事の職務</u> <u>2～4</u> [略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	<u>1級</u>	<u>医員の職務</u>	2級	<u>1～3</u> [略] <u>4 副医長の職務</u> <u>5 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う</u> <u>医員の職務</u>	3級	<u>1・2</u> [略] <u>3 医長の職務</u> <u>4</u> [略]	4級	<u>1 本庁の部長又は県参事の職務</u> <u>2～4</u> [略]
職務の級	基準となる職務																		
2級	<u>1～3</u> [略]																		
3級	<u>1・2</u> [略] <u>3</u> [略]																		
4級	<u>1 本庁の部長の職務</u> <u>2～4</u> [略]																		
職務の級	基準となる職務																		
<u>1級</u>	<u>医員の職務</u>																		
2級	<u>1～3</u> [略] <u>4 副医長の職務</u> <u>5 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う</u> <u>医員の職務</u>																		
3級	<u>1・2</u> [略] <u>3 医長の職務</u> <u>4</u> [略]																		
4級	<u>1 本庁の部長又は県参事の職務</u> <u>2～4</u> [略]																		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第13号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第5条の3関係）				別表第1（第5条の3関係）					
組織区分	給料表	職	加算割合	組織区分	給料表	職	加算割合		
知事 部局	行政 職	本庁	[略]	知事 部局	行政 職	本庁	[略]		
			課長補佐、室長補佐、 工事検査専門員、副参 事補			[略]		課長補佐、工事検査専 門員、副参事補	[略]
			[略]				[略]		[略]
			[略]				[略]		[略]
		[略]				[略]			
	医療 職（ 一）	本庁	部長	[略]	医療 職（ 一）	本庁	部長、県参事	[略]	
			[略]				[略]		
		出先 機関	副所長、課長	[略]		出先 機関	副所長、課長、医長	[略]	
			[略]				副医長	<u>100分の5</u>	
		[略]			[略]				
	[略]			[略]					
教育 委員 会	行政 職	[略]	教育 委員 会	行政 職	[略]				
	出先 機関	[略]		出先 機関	[略]				
		副館長、副所長、課（ 室）長、事務長、事務 主幹			[略]	副館長、副所長、課（ 室）長、副参事補、事 務長、事務主幹	[略]		
		[略]			[略]				
	[略]			[略]					
	[略]			[略]					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第14号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
条例第2条第 1項第1号に 該当する団体	[略]	条例第2条第 1項第1号に 該当する団体	[略]
	公益財団法人宮崎県環境科学協会 <u>公益財団法人宮崎県環境整備公社</u>		公益財団法人宮崎県環境科学協会
	[略]		[略]
	[略]		[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

